

おかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクター使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、おかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクター「ESDマン」「サステナちゃん」「いぬ」「さる」「きじ」（以下これらを「キャラクター」という。）の使用に関し必要な事項を定めることにより、キャラクターの有効な活用を図ることを目的とする。

(基本デザイン等)

第2条 キャラクターの基本デザインは、別図のとおりとする。

2 キャラクターの図形、名称等のキャラクターに関する著作権は、市に属する。

(使用申請)

第3条 キャラクターを使用しようとするものは、あらかじめおかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクター使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容について審査し、適当と認める場合は、おかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 市長は、第3条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) その他市長がキャラクターの使用について不適切であると認めるとき。

2 前項の規定によりキャラクターの使用を承認しないときは、おかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第4条の規定により、キャラクターの使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定による商標登録出願を行うことはできないこと。
- (2) 承認された内容により使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 原則として、キャラクターの使用物件（以下「使用物件」という。）に「おokayamaSDGs・ESDなびキャラクター」との表記を付すこと。
- (6) 使用物件の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (7) キャラクターの使用に係る承認期間を遵守すること。ただし、更新することを妨げない。

(承認内容の変更申請)

第7条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、おokayamaSDGs・ESDなびイメージキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、速やかに変更内容を審査し、その結果についておokayamaSDGs・ESDなびイメージキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）又はおokayamaSDGs・ESDなびイメージキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により使用者に通知するものとする。

(使用承認の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による承認の取消しを行った場合は、おかやまSDGs・ESD
なびイメージキャラクター使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知する
ものとする。

3 市長は、第1項の規定により承認を取り消されたものに対して、使用物件の回収を求
めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発
生する費用の一切は、承認を取り消されたものが負担するものとする。

4 市長は、使用者等にキャラクターの使用状況について報告させ、又は調査することが
できる。

（損害賠償）

第9条 使用者が故意又は過失により市に損害を与えたときは、市は、その賠償を請求す
ることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 2月25日から施行する。

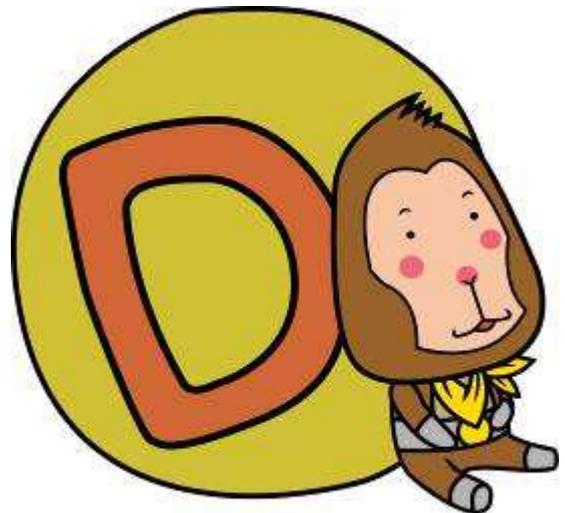
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別図（第2条関係）

基本デザイン





様式第1号（第3条関係）

おかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクター使用承認申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

下記により、おかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクターを使用したいので申請いたします。

なお、申請にあたっては、おかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクターの使用に関する要綱の適用を受けることについて同意します。

記

1 使用対象物件	
2 使用目的と使用方法	
3 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4 使用数量	
5 有償・無償の別	有償（単価 円） ・ 無償
6 連絡先 （担当者・電話番号）	
7 添付書類	企画書（レイアウト ・ スケッチ ・ 原稿等）

様式第2号（第4条、第7条関係）

おかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクター
使用（変更）承認通知書

年 月 日

様

岡山市長

年 月 日付けで申請のありました、おかやまSDGs・ESDなび
イメージキャラクターの使用について、下記のとおり承認します。

記

1 使用目的と範囲

使用目的	範囲

2 承認対象物件及び承認番号

承認対象物件	承認番号

3 承認期間 年 月 日～ 年 月 日

4 使用の条件

5 使用上の遵守事項

- (1) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定に基づく商標登録出願を行うことはできないこと。
- (2) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、イメージを損なう展開、又は応用使用をしないこと。
- (4) キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 原則として、使用物件には「おかやまSDGs・ESDなびキャラクター」の表記を付すこと。
- (6) 承認にかかる使用物件の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (7) キャラクターの使用に係る承認期間を遵守すること。ただし、更新することを妨げない。

様式第4号（第7条関係）

おかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクター
使用変更承認申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

承認番号第 号で承認を受けた、おかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクターの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

（変更内容）

様式第5号（第8条関係）

おかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクター
使用承認取消通知書

年 月 日

様

岡山市長

年 月 日付けで承認をした（承認番号第 号）おかやまSDGs・ESDなびイメージキャラクターの使用承認を取り消します。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条, 第7条関係)

様式第3号 (第5条, 第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)